

建物をお建てになる時の手続き

実施期限	手続・実施者	届出様式・内容	備考
敷地造成及び建築工事着工届の30日前、かつふるさと景観条例地区内行為届、岩手の景観の保全と創造に関する条例に該当する行為の届け出及び建築確認申請の手続きを行う10日前まで	事前協議書提出(建築主)	様式第3号 様式第11号 と各種添付書類を管理事務所へ提出してください。 ※書類届出者は建築主(土地所有者等)、書類提出者は施工会社が実施	
	受領及び建築協定との整合性確認(管理事務所)	書類の不備、協定・規定との整合性等を確認させていただきます。 ※不適合な場合は、修正及び再提出をお願い致します。 ※事前協議書の内容に是正項目等がある場合再提出を頂きますので、余裕を持った早めの提出をお願いします。	
	承認(大和ハウス工業)	必ず、承認を受けてから確認申請等を申請してください。	
	確認申請等(建築主) ふるさと景観条例地区行為届	各申請機関へ申請ねがいます。	
着工の10日前まで	着工届(建築主)	様式第4号 様式第9号 施工会社用様式第2号 及び添付書類と事前協議時承認済の 様式第11号 を提出してください。 また手続き完了を証する書面もご提出ください。	
	受領及び添付書類の確認 工事保証金等の入金確認 (管理事務所)	事前協議書承認時との相違の有無、確認申請の確認済証等の確認及び工事保証金等の納付の確認 ※着工届の内容に是正項目等がある場合再提出を頂きますので、余裕を持った早めの提出をお願いします。	
完了後 10日以内	承認(大和ハウス工業)	必ず、承認を受けてから工事に着手してください。	
	工事着工(建築主)	工事を着工頂けます。 ※着工中に内容の変更・修正があった場合は必ず変更内容を記載の上書面にて再提出願います。	
	工事期間中	施工会社は、現地管理員の指示に従っていただきます。	
完了後 10日以内	工事完了届(建築主)	様式第5号 様式第6号 施工会社様式第3号 を提出してください。	
	現場立会い (管理事務所・施工会社)	申請の建築物との相違の有無、隣接地、公共施設(道路・側溝等)等への破損、汚損行為の有無を確認立会	
	是正指示(管理事務所)	上記立会での是正項目を指示致します	
	是正作業(施工会社)	是正項目を解消して頂きます。(完了するまで承認をいたしません。) ※実施頂けない場合は、工事保証金にて実施させていただきます。	
	是正項目復旧完了報告 (施工会社)		
	受領及び是正現場確認 (管理事務所)	確認立会後完了承認をいたします。	
	承認(大和ハウス工業)		
	工事完了承認	建物のご利用を開始頂けます。	
	工事保証金精算 (管理事務所)	工事保証金の精算金額をお知らせ致します。	
	工事保証金の精算金支払依頼 (施工会社)	施工会社用様式第1号 工事保証金精算書の金額を記入の上提出してください。(後日振込にて返金します)	
	受領・承認(管理事務所)		
	精算金支払		